第３回総会議事録

＜開催日＞　　令和８年１０月６日（火曜）

＜開催場所＞　　木更津市役所　朝日庁舎（会議室２－５）

＜会議に付した議案等＞

日程第１	議事録署名委員の指名		
日程第２	報告第２４０号～報告第２６１号	農地法第３条の３届出 農地法第４条届出 農地法第５条届出	１２件 １件 ９件
日程第３	報告第２６２号～報告第２６９号	農地の転用事実等に関する照会	８件
日程第４	報告第２７０号～報告第２９７号	農地法第１８条第６項等通知	２８件
日程第５	報告第２９８号	「令和７年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」及び「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の修正について	１件
日程第６	議案第１３２号～議案第１３８号	農地法第３条許可申請	７件
日程第７	議案第１３６号～議案第１４４号	農地法第５条許可申請	６件
日程第８	議案第１４５号	木更津市農地利用集積等促進計画（地域計画内一括）案に対する意見について	１件
日程第９	議案第１４６号	木更津市農地利用集積等促進計画（地域計画外一括）案に対する意見について	１件

＜出席委員＞

１番　羽山　和彦	２番　金子　一夫	３番　鈴木　修一郎
４番　桐谷　修啓	５番　篠﨑　哲也	６番　宮沢　伸子
７番　市原　光行	８番　関　　和美	９番　石﨑　幸弘
１０番　露﨑　伸哉	１１番　礒貝　正一	１２番　石川　方栄
	１４番　中山　正明	１５番　山口　和美
１６番　佐藤　忠男	１７番　佐久間　真朗	１８番　地曳　昭裕

以上　１７人　出席

＜遅刻委員＞　　無し

＜欠席委員＞　　１３番　山口　三枝

＜傍聴者＞　　無し

＜出席農地利用最適化推進委員＞

１番　野村　新太郎		
		９番　相田　一郎
	１１番　福原　正己	１２番　石川　理平
１６番　礒貝　彰		１８番　本多　宏

以上　　６人　出席

＜事務局出席者＞

事務局長　山口　裕之　　局長補佐　　影山　圭子　　係長　　岡部　哲朗

主任主事　伊藤　優市

〈午後３時５分開会〉

議長	委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。 ただ今から、第３回総会を開催いたします。 本日の出席委員は１７名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。 なお、議席１３番山口三枝委員から欠席の届出がありました。 本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。 それでは、日程に入ります。日程第 1、議事録署名委員の指名につきましては、議席３番鈴木修一郎委員と、議席１１番礒貝正一委員を指名いたします。 書記には、事務局職員伊藤主任主事を任命します。 次に、日程第２から第５まで、報告第２４０号から第２９８号まで３ページから２３ページまでの５９案件につきまして、事務局の報告を求めます。
事務局	報告案件についてご説明いたします。 日程第２、報告第２４０号から第２６１号までについて、まず農地法第３条の３の届出が１２件ございまして、全て相続によるものです。 次に、農地法第４条の届出が１件ありまして、保育園用地への転用の届出でした。 次に、農地法第５条の届出が９件ありまして、そのうち４件が住宅建築用地、１件が駐車場用地、１件が店舗建設用地、１件が店舗併用住宅用地、１件が道路用地、１件が進入路用地への転用の届出でした。 次に、日程第３、報告第２６２号から第２６９号までについて、農地の転用事実等に関する照会８件ございまして、すべて法務局からの照会で、１件を農地、１件を一部農地・一部非農地及び非農地、６件を非農地と回答しております。 次に、日程第４、報告第２７０号から第２９７号までについて、農地法第１８条第６項等の通知２８件ございまして、そのうち２件が農地法、２６件が基盤強化法に係る解約でした。 次に、日程第５、報告第２９８号、令和７年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価及び令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の修正についてご説明します。 こちらは、令和８年５月７日開催の第３５回総会において決定し、千葉県に報告させていただきましたが、一部誤りがございましたので、修正し千葉県に報告いたしました。 修正した箇所は、別紙様式５、議案書２３ページ目、Ⅲ事務の実施状況、２農地法第３条に基づく許可事務中１年間の処理件数及びうち許可件数を１９６件から９４件に修正しました。 次に同じページ、３農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）中１年間の処理件数を８２件から１０８件に、うち許可相当件数を７９件から１０５件へ修正いたしました。 以上の修正いたしましたこと、大変申し訳ございませんでした。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	次に、日程第６、議案第１３２号から第１３８号まで、２４ページ及び２５ページの農地法第３条許可申請７案件について議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１３２号から１３８号、農地法第３条許可申請７案件について、ご説明いたします。 初めに、議案第１３２号及び１３３号ですが、申請箇所は、３条位置図１の畔戸の農地です。 持ち分移転のため、贈与による所有権移転をするものです。

事務局	次に、議案第１３４号ですが、申請箇所は、３条位置図２の高柳の農地です。 農業経営の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。 次に、議案第１３５号ですが、申請箇所は、３条位置図３の大寺の農地です。 本申請地を取得し農地として適正に耕作・管理するため、売買による所有権移転をするものです。 次に、議案第１３６号ですが、申請箇所は、３条位置図４の祇園、牛袋野の農地です。 農業経営の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。 次に、議案第１３７号ですが、申請箇所は、３条位置図５の牛袋の農地です。 農業経営の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。 次に、議案第１３８号ですが、申請箇所は、３条位置図６の真里谷の農地です。 農業の開始を目的に賃借権設定をするものです。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	次に、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに、議案第１３２号及び第１３３号について、本多推進委員お願いします。
本多推進委員	議案第１３２号及び第１３３号について、説明いたします。 本件は、持ち分の移転のため、申請がされたものです。 これに当たりまして、譲渡人である両名からも意見を伺っております。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約２００日で、約９００㎡の農地を申請者が耕作しております。なお、本申請地の持ち分を申請者が持っており、以前から本申請地を耕作していたと伺っております。 農業機械は耕うん機を所有しており、自作地について遊休農地はありません。 申請地の現況は畑で、すいか・いんげん・とうもろこし・トマト・うめを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから、本申請は農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第１３４号について、礒貝推進委員お願いします。
礒貝推進委員	議案第１３４号について、説明いたします。 本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約１６０日で、約7，５００㎡を申請者と家族２名で耕作しております。 農業機械は、トラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地については遊休農地等はありません。 申請地の現況は畑でサツマイモを作付けするとのことで、周辺地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第１３５号について、山田推進委員お願いします。
佐藤委員	山田推進委員が欠席しているので私から説明いたします。 議案第１３５号について、説明いたします。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約３００日で、令和7年１１月総会で農地法第

佐藤委員	３条による使用貸借権の設定を許可した本申請地を申請者と家族２名で耕作しております。 　この度、本申請地を取得し、農地として適正に耕作・管理するため、農地法第３条による所有権移転の許可申請を行っています。 　農業機械は、耕うん機・草刈り機等を所有しており、自作地については遊休農地等はありません。 　申請地の現況は畑で冬瓜、ゴーヤ、トマトなどを既に耕作しており、引き続きその作物を作付けするとのことで、周辺地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 　以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 　ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第１３６号について、石川推進委員お願いします。
石川推進委員	議案第１３６号について、説明いたします。 　本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。 　譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約２００日で、約7，５００㎡を申請者と家族２名で耕作しております。 　農業機械は、コンバイン・田植え機・トラクター等を所有しており、自作地については遊休農地等はありません。 　申請地の現況は田で水稲を作付けするとのことで、周辺地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 　以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 　ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第１３７号について、相田推進委員お願いします。
相田推進委員	議案第１３７号について、説明いたします。 　本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。 　譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約１５０日で、約2，６００㎡を申請者のみで耕作しております。 　農業機械は、トラクター・田植え機・農用トラック等を所有しており、自作地については遊休農地等はありません。 　申請地の現況は田で水稲を作付けするとのことで、周辺地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 　以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 　ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第１３８号について、野村推進委員お願いします。
野村推進員	議案第１３８号についてご説明いたします。 　本件は提出された農業経営実施計画書に基づき、令和８年９月７日に事前審査会を開催いたしました。 　計画では芝を栽培する予定で、法人の代表者と農場長の２名で耕作を行うと伺っています。また、農業機械については草刈り機、動力噴霧器を所有していると伺っています。 　本件は農地所有適格法人の許可要件を満たさない法人が農地に解除条件付きで賃借権設定をするものであるため、毎年、当該農地の利用状況について、農業委員会に報告すること。

野村推進委員	農地を適正に利用していないと認められる場合、貸借を解除すること。地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと。法人の業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者が法人の行う耕作に常時従事することを条件として許可することが適当であると思われます。 なお、事前審査会の審査結果は出席した会長、職務代理者、馬来田地区の農業委員および農地利用最適化推進委員の全員が適当であると判断しています。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。
石﨑委員	２４ページ、議案第１３６号、これの土地の表示は祇園の次に牛袋野になっているが、これは正しいのですか。
事務局	牛袋野で間違いはありません。
議長	他に、意見等が無いようですので、採決にうつります。 議案第１３２号から第１３８号までについて一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。 〈　異議無しの声　〉
議長	異議がないようですので、採決いたします。 許可に賛成の方は、挙手願います。 〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。 よって、議案第１３２号から第１３８号までについては、許可と決定いたします。 次に、日程第7、議案第１３９号から第１４４号まで、２６ページの農地法第５条許可申請６案件について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１３９号から第１４４号ですが、申請箇所は、転用位置図５－１上根岸地先の農地です。 申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権の許可申請です。 農地区分については、第２種農地と判断しました。 資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。 転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。 事業完了予定ですが、許可日から１８０日後を予定しております。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員の吉﨑推進委員ですが、本日欠席のため、代わって鈴木委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

鈴木委員

議案第１３９号から第１４４号までについて、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため支障は無いと思われます。
次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れが無いかですが、周辺に営農中の農地は無いため分断する恐れは無いと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも２メートル程度あるため支障は無いと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、近隣でも同様の工事等を行っているため支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈　質　　疑　〉

議長

意見等が無いようですので、採決にうつります。
議案第１３９号から第１４４号までについて、一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈　異議無しの声　〉

議長

異議がないようですので、採決いたします。
議案第１３９号から第１４４号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈　挙　　手　〉

議長

挙手全員であります。
よって、議案第１３９号から第１４４号までについては、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第８、議案第１４５号、２７ページから２９ページまでの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内一括案に対する意見について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第１４５号、農用地利用集積等促進計画地域計画内一括案に対する意見について、ご説明いたします。
本案件は、令和８年９月１７日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。
それでは、計画の内容について、ご説明いたします。
今回の計画は、計画番号１番及び２番となっています。
利用目的はすべてが水稲となっています。
設定する権利の種類はすべてが賃借権となっています。

事務局　　権利の存続期間はすべてが認可の公告日から１０年間となっています。
計画合計数は、利用権の設定が合計１４筆で7，１６０平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長　　続いて、地区担当推進委員の礒貝推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

礒貝推進委員　　計画番号１番及び２番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき案件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で水稲を作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題無いものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長　　以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について質問がございましたら、お願いします。

〈　質　　疑　〉

議長　　質問も無いようですので、続いて意見等をお伺いしますが、本案件には、■■委員にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の「議事参与の制限」により、■■委員は退席願います。

《　■■委員　退席　》

議長　　計画番号１番及び２番について意見等がございましたら、お願いします。

〈　意　　見　〉

議長　　意見等は無いようですので、それでは、採決いたします。
計画番号１番及び２番について、意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈　挙　　手　〉

議長　　挙手全員であります。
よって、議案第１４５号について、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。
退席されております、■■委員には、お戻り願います。

《　■■委員　着席　》

議長　　次に、日程第9、議案第１４６号、３０ページから３２ページまでの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画外一括案に対する意見について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第１４６号、農用地利用集積等促進計画地域計画外一括案に対する意見について、ご説明いたします。
本案件は、令和８年９月１７日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。
それでは、計画の内容について、ご説明いたします。
今回の計画は、計画番号１番から３番までとなっています。
利用目的はすべてが水稲となっています。
設定する権利の種類は計画１が使用貸借権、それ以外のすべてが賃借権となっています。
権利の存続期間は計画２が認可の公告日から５年間、それ以外のすべてが認可の公告日から１０年間となっています。
計画合計数は、利用権の設定が合計４筆で１，８７６平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当推進委員の福原推進委員から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

福原推進員

計画番号１番について、説明します。
本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき案件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で水稲を作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題無いものと思われます。

次に、計画番号２番及び３番について、説明します。
本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき案件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で水稲を作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題無いものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈 質　　疑 〉

議長

意見等は無いようですので、採決いたします。
計画番号１番から３番までについて、意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙　　手 〉

議長

挙手全員であります。(挙手多数であります)
よって、議案第１４６号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

議長

以上をもちまして、第３回総会を閉会といたします。
なお、終了時間は、午後３時３７分であります。
長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和８年１０月６日

議　　長　　地曳　昭裕

議事録署名委員　　鈴木　修一郎

　　礒貝　正一